



かに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議、研修、講習、訓練等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 知事及び副知事並びに県議会の議長、副議長及び議員（以下この号において「知事等」という。）の旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(旅費の調整)

**第11条** 次の各号に該当する場合には、条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、当該各号に定める基準により旅費を調整する。

- (1) ・ (1)の2 略
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃\_\_\_\_\_又は扶養親族移転料（移転に係る宿泊料及び食卓料に相当する部分に限る。以下この号において同じ。）を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃\_\_\_\_\_又は扶養親族移転料の全額を支給しないものとする。
- (2)の2 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合には、当該額の全部又は一部を支給しないものとする。
- (2)の3 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下この号において同じ。）を支給する場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。  
ア 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための公舎（これに準ずるものを含む。）又は自宅に入る場合 条例別表第1の移転に係る

(旅費の調整)

**第11条** 次の各号に該当する場合には、条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、当該各号に定める基準により旅費を調整する。

- (1) ・ (1)の2 略
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料\_\_\_\_\_を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料\_\_\_\_\_の全額を支給しないものとする。
- (2)の2 略
- (2)の3 会議、研修、講習、訓練等を目的とする旅行で、利用する宿泊施設があらかじめ指定され、又は限定され、公務上これを利用する必要がある場合において、その宿泊料が条例別表第1の宿泊料定額を超えるときは、その利用に要する宿泊料を支給することができる。
- (3) 略
- (4) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該医療中の宿泊料の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。
- (5) 略
- (6) 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下この号において同じ。）を支給する場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。  
ア 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための公舎（これに準ずるものを含む。）又は自宅に入る場合 条例別表第1の宿泊料定額

宿泊料の2夜分に相当する額  
 イ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合 条例別表第1の移転に係る宿泊料の3夜分に相当する額  
 ウ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例別表第1の移転に係る宿泊料の4夜分に相当する額  
 (6)・(7) 略  
 2 前項第3号 \_\_\_\_\_ 及び第6号の規定により、旅費の支給について調整する場合には、当該規定に該当することを証明する書類を旅費請求書に添付しなければならない。

\_\_\_\_\_の2夜分に相当する額  
 イ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合 条例別表第1の宿泊料定額 \_\_\_\_\_ の3夜分に相当する額  
 ウ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例別表第1の宿泊料定額 \_\_\_\_\_ の4夜分に相当する額  
 (7)・(8) 略  
 2 前項第2号の3から第4号まで及び第7号の規定により、旅費の支給について調整する場合には、当該規定に該当することを証明する書類を旅費請求書に添付しなければならない。

別表第3 (第7条関係)

区 分	添 付 書 類
1～5 略	
6 条例第19条に規定する宿泊費	その支払を証明する書類 第9条各号のいずれかに該当することを証明する書類 (条例第19条第2項に該当する場合に限る。)
7 条例第20条に規定する包括宿泊費	その支払を証明する書類 その移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の内容を証明する書類
8～11 略	
12 条例第32条に規定する旅費	略

別表第3 (第7条関係)

区 分	添 付 書 類
1～5 略	
6 条例第20条第2項に規定する宿泊料 (天災その他やむを得ない事情に該当する場合に限る。)	天災その他やむを得ない事情を証明する書類
7 条例第21条に規定する食卓料	その支払を証明する書類
8～11 略	
12 条例第32条に規定する旅費	略
13 第11条第1項第2号の2に規定する宿泊料	その支払を証明する書類

名			
宿泊料		支給額	備考
夜数	金額		

別記様式第2号(その2)中

を





を調整する。

(1)・(1)の2 略

(2) 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は扶養親族移転料（移転に係る宿泊料及び食卓料に相当する部分に限る。以下この号において同じ。）を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は扶養親族移転料の全額を支給しないものとする。

(2)の2 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合には、当該額の全部又は一部を支給しないものとする。

(2)の3 略

(3) 旅行者が旅行し、公務上の必要により宿泊した場合で、条例の規定による宿泊費でその宿泊費の実費を支弁することができないときは、現に当該宿泊に要した費用の額を支給することができる。

(4)・(5) 略

(6) 削除

を調整する。

(1)・(1)の2 略

(2) 旅行者が、公用の交通機関\_\_\_\_\_を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃\_\_\_\_\_を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃\_\_\_\_\_の全額を支給しないものとする。

(2)の2 略

(3) 旅行者が、次のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、次の区分により支給する。

ア 有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき

1夜につき 3,120円

イ 食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき

1夜につき 3,900円

ウ 公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合は、宿泊料は支給しない。

エ 旅行者が旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し宿泊施設に宿泊しなかった場合には、1夜につき2,600円とする。ただし、当該旅行が次に掲げる者の本来の業務による旅行である場合には、宿泊料は支給しないものとする。

(ア) 県警察本部に勤務する警察職員で次に掲げるもの

a 機動警察隊員

b 鑑識課員（機動鑑識業務に従事する職員に限る。）

c 機動捜査隊員

d 高速道路交通警察隊員

(イ) 警察署に勤務する地域課員又は地域交通課員

オ 旅行者が旅行し、公務上の必要により宿泊した場合で、条例の規定による宿泊料でその宿泊料の実費を支弁することができないときは、現に要した宿泊料の実費額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

(4)・(5) 略

(6) 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該医療中の宿泊料の2分の1に相当する額

(7)～(9)の2 略

(9)の3 警察学校の学生寮に居住する警察官であつて赴任を命ぜられたもの（以下この号において「警察官」という。）が、当該学生寮を明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による移転料を支給するものとし、着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を除く。）は、支給しないものとする。ただし、ウの場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が警察官が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、ウの額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

ア～ウ 略

(10) 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下この号において同じ。）を支給する場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。

ア 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための公舎（公舎に準ずる取扱いの宿舎を含む。）又は自宅に入る場合 条例別表第1の移転に係る宿泊料の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合 条例別表第1の移転に係る宿泊料の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例別表第1の移転に係る宿泊料の4夜分に相当する額

(11)・(12) 略

は、これを支給しないものとする。

(7)～(9)の2 略

(9)の3 警察学校の学生寮に居住する警察官であつて赴任を命ぜられたもの（以下本号において「警察官」という。）が、当該学生寮を明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による移転料を支給するものとし、着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を除く。）は、支給しないものとする。ただし、ウの場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が警察官が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、ウの額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

ア～ウ 略

(10) 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下本号において同じ。）を支給する場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。

ア 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための公舎（公舎に準ずる取扱いの宿舎を含む。）又は自宅に入る場合 条例別表第1の宿泊料定額\_\_\_\_\_の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合 条例別表第1の宿泊料定額\_\_\_\_\_の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例別表第1の宿泊料定額\_\_\_\_\_の4夜分に相当する額

(11)・(12) 略

附 則

1 この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

2 改正後の栃木県警察職員等の旅費に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）第2条第1項第1号に規定する所属長（以下「所属長」という。）が職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第34号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に所属長が改正条例第1条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に所属長が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に所属長が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新訓令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。